

令和5年11月8日

適格消費者団体
特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク
理事長 山口 益弘 殿

株式会社オルリンクス製薬

ご回答書

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、貴法人から受領した2023年10月31日付け申入書（以下「本件申入書」といいます。）につきまして回答書をご提出いたします。何卒ご確認いただきます様、お願い申し上げます。

敬具

記

本件申入書に基づき、以下の通りご回答申し上げます。

1. 変更、免責について

第3条2項の損害については、当社には何らの落ち度もなく、また、当社にとって損失を回避するすべがございません。会員が住所を変更したにも関わらず、これを当社に知らせず、その結果、商品が所定の時期にお届けできなかったために、お客様に生じた損害について当社に責任が生じるとも思われず、この条項については、ご指摘を踏まえましても、当社として削除いたしかねますことご理解賜りたく存じます。

第11条の「会員が本規約で禁止されている事項（第7条など）に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。」については削除いたしました。

第11条のその他の規約内容につきましては、反対解釈しますと、当社に帰責事由ある場合には、当社が責任をおうことが明らかなです。そのため、全面的な免責を求めるものではなく、特段修正は必要ないものと考えております。

2. 規約の改定について

第12条を以下の内容に変更いたします。

第12条（本規約の変更）

1.当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約を随時変更できます。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されます。

(1)本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき

(2)本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2.当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の2週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期を会員に通知、サイト上への表示その他当社所定の方法により会員に周知します。

3.前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に会員が新たに商品を購入した場合又は当社所定の期間内に会員が解約の取手続を取らなかった場合、当該会員は本規約の変更に同意したものとします。

3. 定期購入の解約について

LINE 以外の解約の場合の身分証明書の開示につきましては、転売目的の不正購入を防止するために必要な条件と考えておりますため、削除には応じかねます。

4. 管轄裁判所について

第13条は削除いたしました。

5. 親権者の同意

第18条につきましては、一部削除した下記内容に修正いたしました。

第18条 未成年者様のご利用について

(1)「親権者の同意を得ている」欄にチェックを入れたご注文の取消し、返品、返金について

ご注文フォームの生年月日から未成年者であることが明らかである会員で、「未成年者の場合、親権者の同意を得ております」の欄にチェックを入れているご注文

文に関しては、親権者様または、後見人様の承諾を得て本商品をご購入されているものと認識いたしておりますことをご了承下さい。

(2)「親権者の同意を得ている」欄のチェック漏れによる取消し、返品、返金について

お申込み者が未成年者の場合は、お申込みフォームにある「親権者の同意を得ている」欄に必ずチェックを入れて下さい。

以上